岩手県収用委員会告示第４号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第２項の規定による通知について、通知すべき関係人の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成25年７月19日

岩手県収用委員会

会長　八木橋　伸　之

１　通知すべき書面　一級河川北上川水系簗川ダム建設工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書

２　通知を受けるべき関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏　名
不明	松浦　茂

３　収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地　番	地　目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備　考
岩手県盛岡市川目第１地割	125番１	山林	94,472㎡	広大地のため実測せず	32,284.72㎡	山林	別図に赤色で表示する部分
	125番７	保安林	99,173㎡	広大地のため実測せず	1,120.06㎡	山林	別図に（Ｂ）として赤色で表示する部分
	同上	保安林	99,173㎡	広大地のため実測せず	23,479.90㎡	山林	別図に（Ｃ）として赤色で表示する部分
岩手県盛岡市根田茂第８地割	50番１	山林	3,444㎡	3,455.16㎡	3,455.16㎡	山林	別図に赤色で表示する部分
	50番５	山林	15,867㎡	広大地のため実測せず	202.12㎡	山林	
	50番６	山林	135,328㎡	広大地のため実測せず	23,623.85㎡	山林	
	50番７	山林	153,624㎡	広大地のため実測せず	141.46㎡	山林	
	50番８	山林	69,963㎡	広大地のため実測せず	5,275.21㎡	山林	

４　通知すべき書面の保管　岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考　「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記　上記の書面を受領しないときは、平成25年８月９日をもって通知があったものとみなされます。